



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.nosmoke55.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

衆院・議院運営委員会 委員ご机下
参院・議院運営委員会 委員ご机下

特定非営利活動法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

特定非営利活動法人 日本禁煙学会 緊急声明
タバコ会社の元社長をNHKの経営委員に就かせるべきではない

去る10月25日の衆参両院の議院運営委員会理事会で、NHK経営委員会委員にJT(日本たばこ産業)顧問の本田勝彦氏を含む国会同意人事案が提示されました。

本学会は、以下の理由で、この人事に強く反対し、撤回を求めます。

理由

1. 放送法1条(目的)には、「放送を公共の福祉に適合するように規律し」と定められています。この「公共の福祉」には、タバコの使用を大幅に減らし国民の健康と命を守るという公衆衛生における喫緊の課題も含まれています(健康日本21、がん対策推進基本計画等)。しかしながら、JTの元社長であり現在も経営に関与する者をNHKの経営委員に就かせることは、年間12~13万人の国民を死に至らしめているタバコの製造販売を促進するために、喫煙率やタバコ販売量が維持されることを意図した偏向的な番組作りや報道が行われる可能性が懸念され、不適切です。

2. 日本国政府は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を批准しており、憲法98条2項により、当該条約の遵守義務をおっています。当該条約5条3項において「締約国は、タバコの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、タバコ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する。」と定められており、政策の策定・執行にあたりタバコ産業の干渉・影響を排除しなければなりません。しかしながら、JTの経営に関与する者をNHKの経営委員に就かせることに国会が同意するという事は、当該条約5条3項に明確に違反することとなります。

今年5月にNHK経営委員会の委員長(GEO)を本田勝彦氏を軸に調整しているという報道がなされた際には、本学会のもとにも世界各国からこのような重大な懸念を示す意見が次々に寄せられました。NHKの経営人事は、日本国内だけの問題ではなく、十数カ国語で世界中に放送していることからBBCなどの国際放送とならび、国際的に影響のある問題と考えられているからです。

以上

2013年10月28日